高知市町内会連合会と高知市との連携と協働に関する基本協定書

高知市町内会連合会(以下「甲」という。)と高知市(以下「乙」という。)は、町内会・自治会等(以下「町内会」という。)の活動の活性化を図り、もって、市民と行政のパートナーシップにより安全で安心な地域コミュニティの形成と市民主体のまちづくりの推進を図る取組を甲及び乙が連携・協働して行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲及び乙との連携の強化並びにまちづくりの推進を目的とする 協働による取組に関する基本的事項を定めるものとする。

(連携の強化)

- 第2条 甲及び乙は、次に掲げる基本原則に基づき、連携を図るものとする。
- (1) 地域の課題を共有し、その解決に向け取り組むこと。
- (2) まちづくりに関し、それぞれの役割を相互に理解し、対等な立場で協力し取り組むこと。

(協働による取組)

- 第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協働による取組を行うこととする。
- (1) 地域住民の快適で安全・安心な住みよいまちづくりに資する活動の推進に関すること。
- (2) 町内会の役割及び活動の広報に関すること。
- (3) 町内会の結成、加入及び参加に関すること。
- (4) 人材育成の推進に関すること。

(甲の役割)

- 第4条 甲は、前条に掲げる協働による取組において、次の役割を担うものとする。
- (1) 地域課題の解決及び地域の活性化に向けて、町内会の自主的・自立的な活動を 促進するための取組を行うこと。
- (2) 町内会の意見を集約し、乙に対し必要な提言を行うこと。
- (3) 町内会及び地域の活性化のため、情報提供及び広報に努めること。
- (4) 町内会の活動が地域住民にとって自主的かつ積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう支援するとともに、市民の町内会の結成、加入及び参加につながる取組を行うこと。
- (5) 町内会及び地域の活性化のため、研修の開催等、人材育成に取り組むこと。
- (6) 乙が実施する地域施策の検討及び実施に当たり、乙の求めに応じて、様々な段 階に参画し必要な協力を行うこと。

(7.の役割)

- 第5条 乙は、第3条に掲げる協働による取組において、次の役割を担うものとする。
- (1) 地域課題の解決及び地域の活性化に向けて、町内会の自主的・自立的な活動を 促進するための環境整備に努めること。
- (2) 地域課題の解決及び地域の活性化に関する甲からの提言を、乙の地域関連施策に反映するよう努めること。
- (3) 町内会及び地域の活性化のため、情報提供及び広報の支援に努めること。
- (4) 市民の町内会の結成、加入及び参加につながる取組に対し必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 町内会及び地域の活性化のため、人材育成の支援に努めること。
- (6) 乙が実施する地域施策の検討及び実施に当たり、甲の意見の反映や甲が様々な 段階に参加できるよう、環境づくりに努めること。
- (7) 乙が甲及び町内会に業務等を依頼するに当たっては、その負担が過重にならないよう配慮をすること。

(情報交換及び協議)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に取組 状況等の情報交換を行うとともに、必要な協議を行う。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月4日

甲 高知市町内会連合会

会 長 長尾達雄

乙 高知市

代表者

高知市長 岡崎誠也